学校通信

大池中学校だより

四日市市立大池中学校　No.16
令和３年12月16日　発行：校長

ＳＳピンポンを楽しもう！　【１年生】　　１１月３０日（火）

今年も視覚障がいのある伊藤雅彦さんと黒田智子さんにご講演いただきました。お二人とも全国障害者スポーツ大会に卓球（サウンドテーブルテニス）の三重県代表として出場し、金メダルを獲得された経験をお持ちです。

まず、生徒たちはお二人の指導でＳＳピンポン（下記参照）を体験しました。そして、ご講演ではお二人の普段の生活の様子をお話いただきました。



伊藤さんがとても速くキュウリの千切りをしている様子に驚きました。自分でとんかつや天ぷらも調理することができるそうです。

買い物はボランティアさんと一緒に行くこともありますが、一人のときは、欲しい品物がどこにあるかわからなかったり、値段がわからなかったりするので、店の人に手伝ってもらいます。しかし、今は、スマートフォンのアプリに便利なものがあって、カメラを向けると文字を読み上げてくれるものがあったり、他にも、事前に音声を機械に記録しておいて、そのデータを入力したシールを物に張り、そこに機械をタッチさせると読み上げてくれる便利なものもあるそうです。

ただ、外出の際、バスに乗ったときに空いている席がわからないことや、点字ブロックに自転車などの物が置いてあると、それをよけたときに方向を見失ってしまうこと、コロナ禍において、感染予防のためにさわって確認できないことなど、困ることもあります。もし、困っている場面をみつけたら、「何かお手伝いすることはありませんか？」と声をかけてもらえるとありがたいし、そうすると自分たちにできることがもっと増えるとお話されました。

ＳＳピンポン

ＳＳピンポンは、三重県発祥の競技で、卓球台の上で音の出るボールを転がして打ち合う競技です。ＳＳとは、生涯（Syougai）とスポーツ(Sports)を頭文字にしていて、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関係なく誰でも楽しめる新しいスポーツです。

メディア・リテラシーの授業を受けました　【２年生】

１２月９日（木）・１０日（金）

公益財団法人「反差別・人権研究所みえ」（愛称：ヒューリアみえ）から安田賢行（やすだ　まさゆき）先生が来校され、２年生のすべての教室で「メディア・リテラシーと人権」についての授業をしていただきました。

これは四日市市教育委員会が市内のすべての小学３年生と中学２年生に対して、人権の視点を重視したメディア・リテラシーに関する出前授業を、ヒューリアみえに委託したも

のです。小学３年生では、「インターネットのじょうほうはかならず正しいの？」、中学２年生では「ＳＮＳとどう付き合う？」をテーマに授業が行われました。

さて、本校では、先生からまず次の問いかけがありました。



「台風で〇〇川があふれそうなので、このあたりは退避する対象地域になるらしい。」　この情報を広めるべきか？

生徒たちから様々な意見が出されました。

先生からは、情報が事実かそうでないかではなく、その情報を広めるべきかどうかを考えたい。情報に振り回されることが結果として他者の人権をうばってしまう可能性があるというお話がありました。

四日市市教育委員会 人権･同和教育課発行のパンフレット*「誰かを傷つけないためにできること」*より(一部抜粋)　『デマやうわさに流されない、発信・拡散する側にならないために』

１．最初に見た情報をうのみにしない、一旦保留しよう



特に自分にとって都合のよい情報や「これで本当にちがいない」と感じる情報は、立ち止まって「本当だろうか」と考えるようにしましょう。

２．何が事実で何が憶測かを見極めよう

事実…本当にあったこと。

憶測（おくそく）…「きっと～だろう」と誰かが考えたこと。

気になるニュースや書き込みを見つけたとき、何が事実で何が意見かを意識して読み、客観的に判断するようにしましょう。自分で投稿するときも同じです。

３．あわてて拡散しない。あえて時間をかけてシャアすることを心がけよう

嘘の情報やデマを誰かが流したとしても、それを拡散する人がいなければフェイクニュースにはなりません。軽い気持ちでツイートやシェアをしたり、「いいね！」を押したりしないようにしましょう。

４．発信・シェアする情報がデマやうわさである場合の責任は重大！



三重県内に実際にある飲食店の名前を出し、「新型コロナウイルスの感染者が出た」というデマをＳＮＳに流されたことで、店にお客さんが来なくなり、しばらく店を閉めざるを得なくなるなど、大きな被害が発生しました。その後、デマを流した人が特定され、店の名誉を傷つけたとして書類送検されました。情報を発信する側は軽い気持ちであっても、大きな責任が伴うことを認識しましょう。

５．事実の情報も発信や拡散してはいけないことを知ろう



当事者の許可を得ずにその人の個人情報を他人に話すことは、時に人の命を奪うことにもつながりかねない、重大な人権侵害です。勝手に明らかにしてはいけないのは、名前や住所、電話番号だけではありません。体や心、家族や出身地、趣味のこと･･･、あなたにとって「たいしたことない」と思えることであったとしても、話すかどうかを決めるのはその人です。